

費用の配賦・レートメイクについて

平成 28 年 10 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



目次

1. 費用の配賦・レートメイクの検討

1-1. 費用の配賦の概要

1-2. レートメイクの概要

2. 各事業者申請状況

2-1. 費用の配賦（託送料金原価の算定）

2-2. 料金体系

2-3. 託送料金

2-4. 託送料金と小売料金の比較

2-5. 圧力別料金の設定状況

2-6. 割引料金等の設定状況

3. 費用の配賦・レートメイクに関する論点

1-2. レートメークの概要

- レートメークについて、算定省令では以下の6つの条項が規定されている

	内容	算定省令
① 圧別料金設定	(託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、) ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分して設定しなければならない	第14条1項
② 料金体系	(託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、) 定額基本料金(※1)、流量基本料金(※2)若しくは従量料金(※3)又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない	第14条1項
③ 選択的託送供給約款料金	託送供給約款料金として、一般ガス導管事業等の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送供給約款料金を設定することができる	第14条2項
④ 収支相償	託送供給約款料金を、託送供給約款料金原価等と原価算定期間中の託送供給約款に係るガスの供給量により算定される託送供給約款料金による収入額が一致するように設定しなければならない	第14条3項
⑤ 地域別料金の設定	供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、(中略)、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることができる	第15条1項
⑥ 事業者設定基準	一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、(中略)、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる	第16条

(※1) ガスの供給量及び託送供給契約において確保する導管の容量にかかわらず支払いを受けるべきものをいう

(※2) ガスの供給量にかかわらず支払いを受けるべき料金であつて、託送供給契約において確保する導管の容量に応じて支払いを受けるべきものをいう

(※3) ガスの供給量に応じて支払いを受けるべき料金をいう

(参考) 託送供給約款料金の算定に関する省令 (費用の配賦)

第二章 託送供給約款料金原価等の算定

(原価等の整理)

第八条 一般ガス事業者は、原価等として、第四条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を様式第五第一表に整理しなければならない。

(原価等の機能別原価への配分)

第九条 一般ガス事業者は、原価等を、別表第二に掲げる配分方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。

(託送供給約款料金原価等の算定)

第十三条 一般ガス事業者は、第九条（第十条第一項に規定する一般ガス事業者にあつては、前条）により算定した機能別原価の各項目の合計額を託送供給約款料金原価等としなければならない。

(出典) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

(参考) 託送供給約款料金の算定に関する省令 (レートメイク)

第三章 託送供給約款料金の算定

第十四条 一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金（ガスの供給量及び託送供給契約において確保する導管の容量にかかわらず支払いを受けるべきものをいう。）、流量基本料金（ガスの供給量にかかわらず支払いを受けるべき料金であって、託送供給契約において確保する導管の容量に応じて支払いを受けるべきものをいう。）若しくは従量料金（ガスの供給量に応じて支払いを受けるべき料金をいう。）又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。

2 一般ガス事業者は、託送供給約款料金として、一般ガス導管事業等の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送供給約款料金を設定することができる。

3 一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、託送供給約款料金原価等と原価算定期間中の託送供給約款に係るガスの供給量により算定される託送供給約款料金による収入額（以下「料金収入」という。）が一致するように設定しなければならない。

4 一般ガス事業者は、様式第六第一表の託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表（選択的託送供給約款料金を設定した場合にあっては、同表及び様式第六第二表の選択的託送供給約款料金種別一覧表）を作成しなければならない。

第四章 雑則

（地域別料金）

第十五条 一般ガス事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることができる。この場合においては、原価等の算定及び配分はこれらの地域ごとに行わなければならない。

2 前項前段の場合における料金の設定は、第二条から前条までに規定する方法その他これに類する方法であって一般ガス事業者の事業活動の実状に応じた適正かつ合理的な方法により行わなければならない。

（一般ガス事業者が定める算定方法）

第十六条 一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であって、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でない認められる場合においては、第九条及び第十一条から第十四条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。この場合において、当該一般ガス事業者は、当該算定方法を様式第七に整理しなければならない。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

(参考) 託送供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定に基づき、同項に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

（3）算定省令における「託送供給約款料金の算定」（算定省令第3章）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。

第3章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

改正法附則第18条第2項第3号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

2-1. 各事業者申請状況：費用の配賦（託送料金原価等の算定）

- 各事業者が、算定省令に基づき算定した託送料金原価等と、そのうち事業者間精算収益を除いた託送料金原価は以下のとおり

(単位：億円／年)

	東京ガス			大阪ガス	東邦ガス
	東京 地区等	群馬 地区他	四街道 12A地区		
託送供給料金原価等 (事業者間精算収益分含む)	3,027	73	5.5	1,974	757
需要負荷に応じて部門別 (小売託送と事業者間精算)に 原価を配分					
事業者間精算収益 (事業者間精算分)	68	—	—	12	11
託送供給料金原価 (小売託送分)	2,959	73	5.5	1,961	745

各事業者が今回申請した
託送料金原価

2-2. 各事業者申請状況：料金体系

- 各事業者が申請した料金メニュー（標準料金）は以下のとおり

東京ガス				大阪ガス		東邦ガス	
年間 使用量 (m3/年)	東京地区等	群馬地区他	四街道12A地区	年間 使用量 (m3/年)	メニュー	年間 使用量 (m3/年)	メニュー
	メニュー	メニュー	メニュー				
～3万	標準第1種 複数二部料金	標準第1種 複数二部料金	標準第1種 複数二部料金	～3千	標準Ⅰ種 複数二部料金	～3.3万	1種標準 複数二部料金
3万 ～50万	標準第2種 (その3) 三部料金	標準第2種 (その3) 三部料金	標準第2種 (その3) 三部料金	3千 ～10万	標準Ⅱ種 三部料金	3.3万 ～10万	2種標準 三部料金
50万 ～200万	標準第2種 (その2) 三部料金	標準第2種 (その2) 三部料金	設定なし	10万 ～50万	標準Ⅲ種 三部料金	10万 ～100万	3種標準 三部料金
200万～	標準第2種 (その1) 三部料金	標準第2種 (その1) 三部料金		50万 ～100万	標準Ⅳ種 三部料金	100万 ～300万	4種標準 三部料金
				100万～	標準Ⅴ種 三部料金	300万～	5種標準 三部料金

2-2. 各事業者申請状況：料金体系（標準1種のみ）

指摘事項18への回答

- 各事業者は、標準1種の託送料金メニューについて、小売料金メニューと同じ月間使用量区分でレートメイクしている

東京ガス（東京地区等）

メニュー名	託送料金	小売料金
A表	20m ³ 以下	
B表	21m ³ ～ 80m ³	
C表	81m ³ ～ 200m ³	
D表	201m ³ ～ 500m ³	
E表	501m ³ ～ 800m ³	
F表	801m ³ 以上	

大阪ガス

メニュー名	託送料金	小売料金
A表	20m ³ 以下	
B表	21m ³ ～ 50m ³	
C表	51m ³ ～ 100m ³	
D表	101m ³ ～ 200m ³	
E表	201m ³ ～ 350m ³	
F表	351m ³ ～ 500m ³	
G表	501m ³ ～ 1,000m ³	
H表	1,001m ³ 以上	

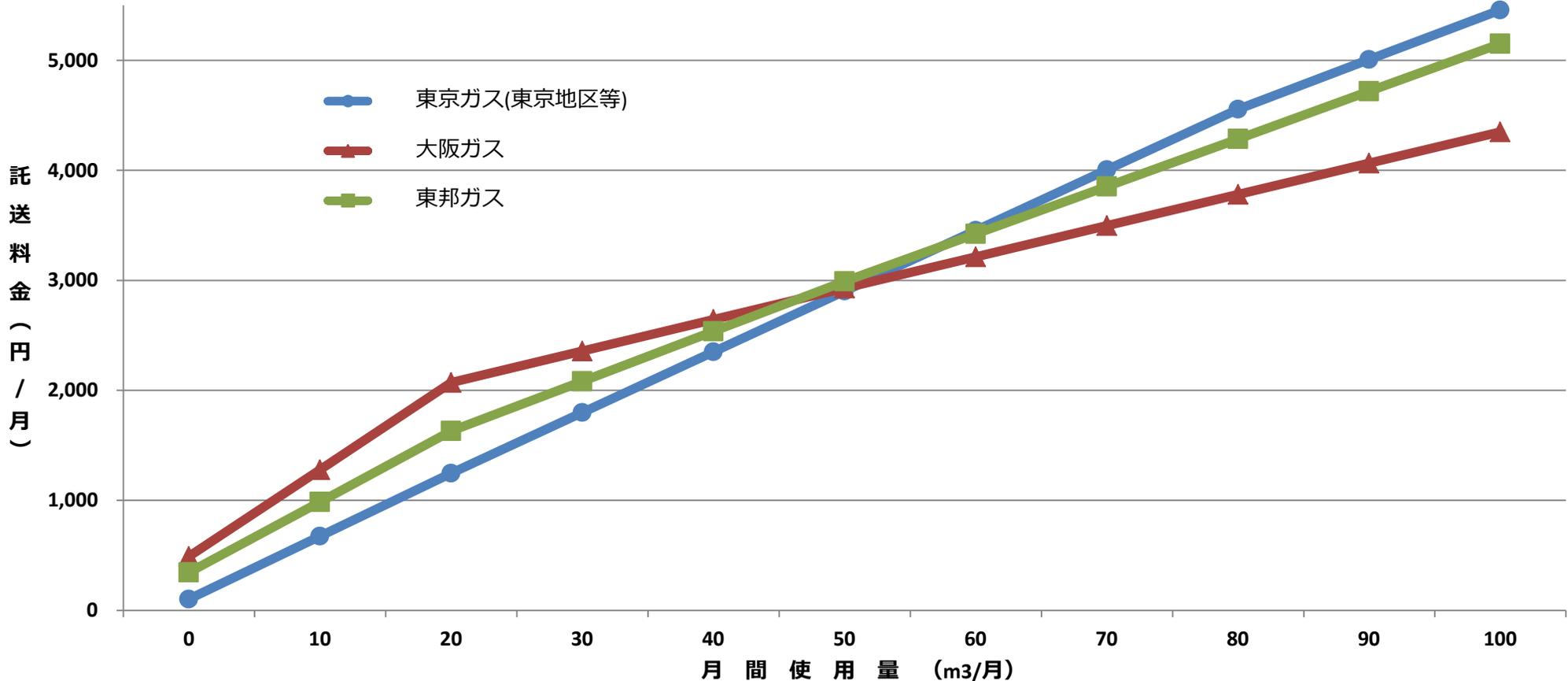
東邦ガス

メニュー名	託送料金	小売料金
A表	20m ³ 以下	
B表	21m ³ ～ 50m ³	
C表	51m ³ ～ 100m ³	
D表	101m ³ ～ 250m ³	
E表	251m ³ ～ 500m ³	
F表	501m ³ 以上	

2-3. 各事業者申請状況：託送料金

指摘事項18への回答

- 各事業者の料金表に基づく、需要量別の託送料金は以下のとおり



<託送料金（円/月、税抜）>

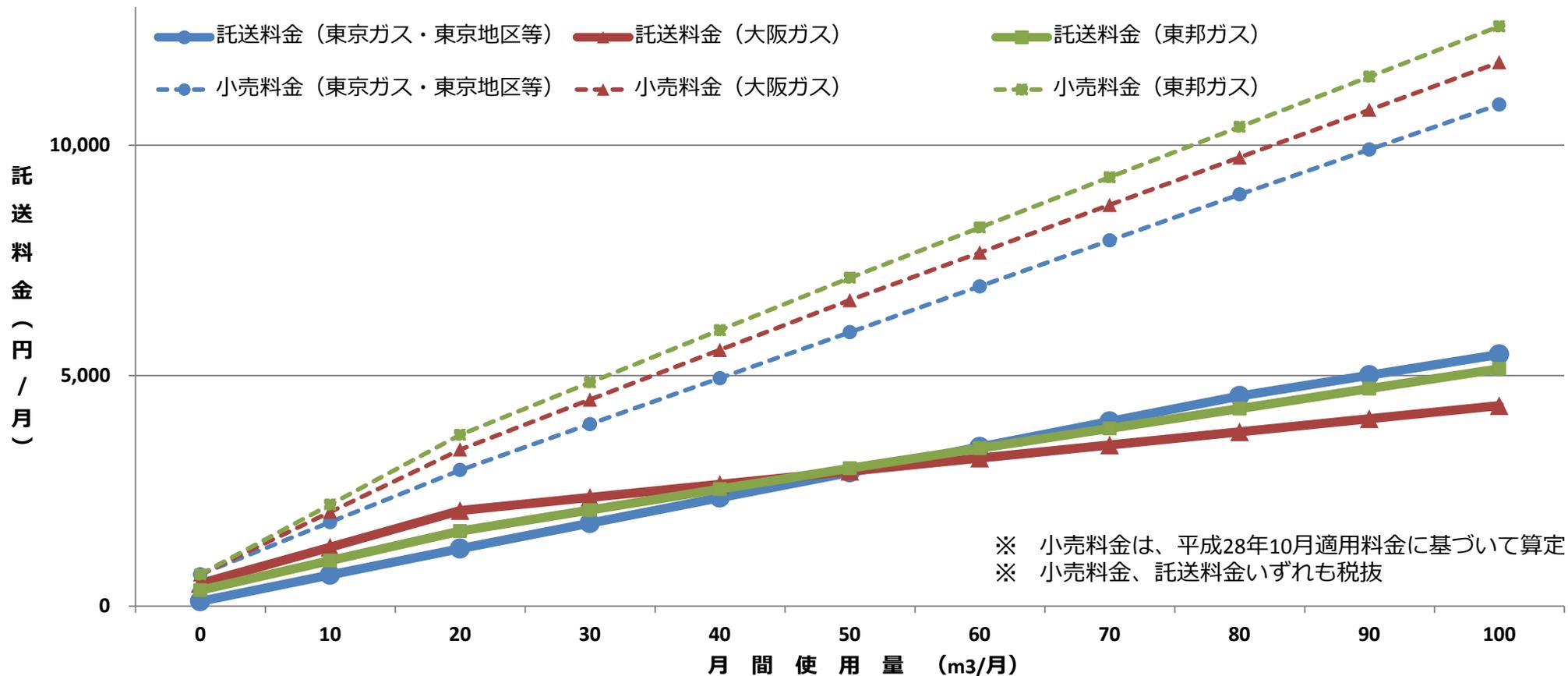
東京ガス (東京地区等)	103	675	1,247	1,799	2,350	2,902	3,454	4,006	4,557	5,008	5,459
大阪ガス	490	1,280	2,071	2,357	2,643	2,929	3,213	3,497	3,781	4,065	4,349
東邦ガス	345	987	1,630	2,084	2,538	2,992	3,423	3,855	4,287	4,719	5,151

(出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

2-4. 各事業者申請状況：託送料金と小売料金の比較

指摘事項18への回答

- 各事業者の需要量別の託送料金と小売料金を比較すると以下のとおり



<託送料金比率>

東京ガス (東京地区等)	15%	37%	42%	46%	48%	49%	50%	50%	51%	51%	50%
大阪ガス	71%	63%	61%	53%	48%	44%	42%	40%	39%	38%	37%
東邦ガス	50%	45%	44%	43%	42%	42%	42%	41%	41%	41%	41%

(参考) 標準家庭における託送料金と小売料金

指摘事項18への回答

- 各事業者の家庭向け標準使用量における託送料金と小売料金は以下のとおり

(単位：円/m³、円)

	標準 使用量	託送料金 (税抜)			小売料金 (税抜)			割合 (A/B)
		基本料金	従量料金	合計 (A)	基本料金	従量料金	合計 (B)	
東京ガス (東京地区等)	32 m ³	144.10	55.17	1,909	960.00	99.64	4,148	46.0%
大阪ガス	33 m ³	1,498.40	28.63	2,443	1,238.33	108.01	4,802	50.9%
東邦ガス	31 m ³	722.00	45.40	2,129	1,444.45	113.57	4,965	42.9%

※ 小売料金は、平成28年10月適用料金に基づいて算定

2-5. 各事業者申請状況：圧力別料金の設定状況

- 算定省令第14条 1項では、「ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分して設定しなければならない」とされているところ、第16条に基づき中圧以上と低圧で共通料金が設定されているケースがある

	東京ガス			大阪ガス	東邦ガス
	東京地区等	群馬地区他	四街道12A地区		
標準 1種	圧力共通料金			圧力別料金 ・ 中圧減算	圧力共通料金
標準 2種 以上	圧力別料金 ・ 高中圧同額 ・ 低圧加算	圧力別料金 ・ 高中圧同額 ・ 低圧加算	圧力共通料金	圧力別料金 ・ 高圧減算 ・ 低圧加算	圧力別料金 ・ 高中圧同額 ・ 低圧加算

2-6. 各事業者申請状況：割引料金等の設定状況

- 各事業者が設定している割引料金等は、以下のとおり

	東京ガス（※1）	大阪ガス	東邦ガス
季節別料金	標準2種は 全て季節別料金となっている	年間使用量10万m3以上かつ 一定の負荷率（※2）を 超える場合に 選択可能	全料金種別において 選択可能
稼働率向上料金/ 高倍率割引	—	年間使用量50万m3以下かつ 一定の年間倍率（※3）を 超える場合に 選択可能	三部料金（2～5種）を適用 かつ 一定の年間倍率（※3）を 超える場合に 選択可能
コージェネレーション 割引	負荷改善効果の高い 特定機器の使用が条件 （割引上限額の設定あり）	—	—
ガス灯料金	—	ガス灯需要向け	—

（※1） 東京ガスの割引料金の有無は、地区別で異なる（表中は東京地区等の割引料金を記載）

（※2） 負荷率 = 年間託送供給量 ÷（需要期（12月から3月）託送供給量 × 3）

（※3） 年間倍率 = 年間託送供給量（需要量） ÷ 最大払い出しガス量

3. 費用の配賦・レートメイクに関する論点

論 点		内 容	対 応
費用配賦	ア	費用配賦の計算	事務局にて 確認予定
	イ	配賦基準・係数	
レートメイク	ウ	料金体系の設定	専門会合で 議論
	エ	料金単価の水準	
	オ	小売料金と託送料金の関係	
	カ	地域別料金の設定	
	キ	割引料金等の設定	専門会合で 議論

•各算定段階において、直課・帰属・配賦の考え方に基づき、適切に費用の配賦計算が行われているか

•各算定段階において、適切な配賦基準・係数を使用しているか

•算定省令（第14条1項）に基づく料金体系となっているか
 •圧力共通料金の設定など、事業者独自の料金体系としている場合には、算定省令（第16条）に基づき合理的であるか
 •小売料金や高圧・中圧の現行託送料金との整合を踏まえ、料金体系が設定されているか

•定額基本料金、流量基本料金、従量料金の単価は、合理的な考え方に基づいた水準となっているか

•託送料金が小売料金を超えないように設定されているか
 •もし超えるようなケースがある場合、実際の需要家の利用状況と照らし合わせても、託送料金が上回ることもありえるか

•地域別料金を設定している場合、算定省令（第15条1項）に基づき、地域ごとに定めることが適当であるか

•割引料金等は、合理的な考え方に基づき設定されており、また有用な効果が見込まれた適正な割引額となっているか
 （季節別料金・稼働率向上料金／高倍率割引・コージェネレーション割引等）

(参考) 佐藤オブザーバー提出資料 1/2

3. 料金メニューについて

17

- 料金メニューの見直しにより、お客さまによっては託送料金が上昇するケースがあるのではないかと考えています
 - ✓ 東京ガス殿…主に家庭用をターゲットとしたメニュー以外が全て季節別料金に
 - ✓ 東邦ガス殿…中圧料金が一本化
- 料金メニューは各社のお考えに基づいて設定されるものですが、**既存のお客さまのガス料金への影響も考慮して審査していただく必要**があると考えます。
- さらに、東京ガス殿においてコージェネレーション割引が設定されている一方、これまで同様のメニューを設定されていた大阪ガス殿・東邦ガス殿は、特定の消費機器に紐付けず、使用実態に合わせた料金メニューに移行されております。
- この違いについて、東京ガス殿には、何故コージェネだけが割引対象なのか、大阪ガス殿や東邦ガス殿には、なぜ特定消費機器への紐付けをやめたのか、お考えをお聞かせいただいた上で、**特定の消費機器のみ託送料金を優遇するメニューの妥当性についてご検討いただきたい**と考えております。

※ メニューの大きな変更は、既存小売事業者のお客さま、新規参入者のお客さま双方に大きな影響があるものと懸念しております

(参考) 佐藤オブザーバー提出資料 2/2

18

□ また、料金水準の妥当性やレートメークの考え方を理解するためにも、**料金種別ごとに、現行料金との比較や、直近の改定率との比較についてご確認いただきたい**と考えます。

<具体的にお願いしたい比較>

- ✓ 標準的な使用量に対する託送料金水準と現行託送料金との比較
- ✓ 直近の託送料金改定時及び料金種別間の改定率との比較

<1m³平均単価> ※第14回料金審査専門会合資料6（大阪ガス殿ご説明資料）より抜粋

1 m ³ あたりの平均単価			
※4 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期			
(円/m ³)			
料金種別 ()は年間ガス使用量	申請託送料金 (A)	現行託送料金 ※4 (B)	差 (A-B)
託送Ⅰ種 (年間3千m ³ まで)	68.26	※5	—
託送Ⅱ種 (年間3千～10万m ³)	20.05	56.00	—
託送Ⅲ種 (年間10万～50万m ³)	10.16	12.21	▲2.05
託送Ⅳ種 (年間50万～100万m ³)	9.48	10.40	▲0.91
託送Ⅴ種 (年間100万m ³ 超)	4.09	4.38	▲0.30
小売託送平均	22.17	22.71	▲0.54

※5 現行の託送供給約款の適用対象外であり、託送料金が設定されていないため、平成27年1月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を記載しています。

- 料金種別ごとの平均単価（左図：大阪ガス殿ご説明資料）は、料金水準の妥当性（ひいては原価の妥当性やレートメークの考え方）を理解するうえで参考となるため、**東京ガス殿、東邦ガス殿においてもご説明をお願いしたい**
- なお、大阪ガス殿においては、申請託送料金について、**I・II種を合成した託送料金の平均単価をお示しいただきたい。**